

豊島区犯罪被害者等支援条例

が令和7年7月31日に施行されました

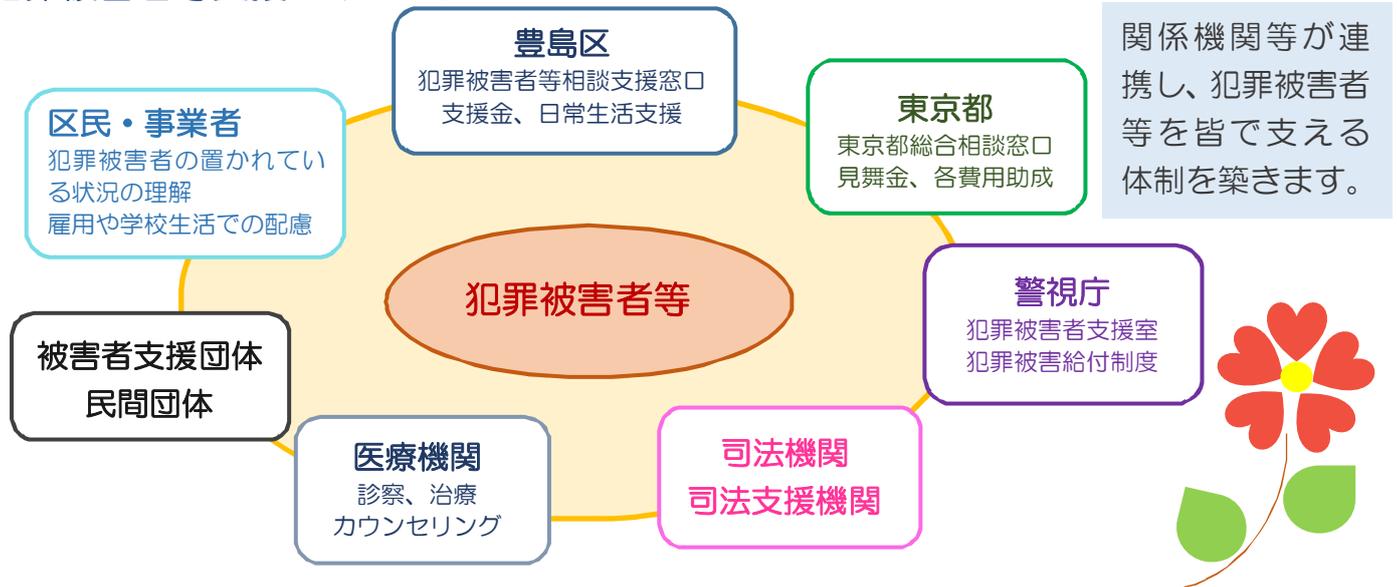
豊島区犯罪被害者等支援条例とは

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復や軽減、また犯罪被害者等の生活の再建や権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「豊島区犯罪被害者等支援条例」を制定しました。東京23区内では4区目となります。

条例の基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- 犯罪被害者等の心に寄り添い、日常生活を取り戻すための支援を行っていきます。
- 国、都、関係機関等と相互に連携を行い、必要な支援がワンストップで受けられるよう調整を行います。
- 犯罪等の被害者、加害者を生まないまちづくりを推進し、犯罪等の予防につながる施策を講じていきます。

犯罪被害者等支援のイメージ



犯罪被害者等相談支援窓口が設置されました（令和7年4月1日より）

犯罪被害に遭われた方やそのご家族などからのご相談や問い合わせをお受けします。ご相談の内容により、遺族支援金等の経済的支援、日常生活支援にかかるサービス提供や関係機関等への連絡調整のほか、警察署や医療機関等への付き添い支援などを行います。

詳しくは区HPへ

受付時間：平日8時30分から17時15分まで（祝日、年末年始を除く）
窓 口：豊島区福祉部福祉総務課計画・施策推進グループ
電 話：03-4566-2456（直通）



経済的支援（犯罪被害者が豊島区に在住、在勤、在学もしくはご遺族が在住の場合）

遺族支援金 （30万円） 犯罪被害により亡くなられた方のご遺族に支給します。	重傷病支援金 （10万円） 犯罪被害により 1 か月以上の加療を要した方に支給します。
遺族子育て支援金 （30万円） 犯罪被害により亡くなられた方の子の養育者に支給します。	性犯罪被害者支援金 （10万円） 刑法に規定する不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷罪（未遂を含む）の被害を受けた方に支給します。

日常生活支援（申請者が犯罪被害発生時および申請時に豊島区在住の場合）

項目	支援内容（金額は実費の範囲内で上限額まで助成）
配食サービス	60食分まで・サービスの提供
家事等支援サービス	144時間分まで・サービスの提供
育児等支援サービス	以下の区既存事業をご利用いただく支援及び自己負担分の助成 ・育児支援ヘルパー サービスの提供 ・ファミリーサポート 自己負担分の助成 ・ベビーシッター利用 自己負担分の助成 ・子どもショートステイ サービスの提供
居住支援費用助成	・転居費用 20万円 ・居宅清掃費用 20万円 ・一時宿泊費用 6泊6万円
弁護士費用助成	刑事裁判に被害者参加する場合の費用を助成・20万円
カウンセリング費用助成	犯罪被害に起因する精神的不調によりカウンセリングを受けたときの費用（移送費を含む）を助成・10万円
性犯罪被害者支援費用助成	性犯罪被害による診察料、処置料及び治療費についての費用助成5万円

※経済的支援、日常生活支援のいずれも、令和7年4月1日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害が対象となります。また、犯罪被害には交通事故（過失を除く）を含みます。

※経済的支援の申請期限は犯罪行為の発生から7年（性犯罪被害者支援金は12年）、日常生活支援の申請期限は犯罪行為の発生を知った日から2年（カウンセリング費用は初診から2年）です。

※それぞれに必要な要件があります。詳しくは相談窓口にお問い合わせください。

関係機関連絡先

東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）	03-3222-9050
警視庁「犯罪被害者ホットライン」	03-3597-7830
日本司法支援センター（法テラス）犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター	#8891 または 0120-8891-77
池袋警察署	03-3986-0110
目白警察署	03-3987-0110
巣鴨警察署	03-3910-0110